⑹　液体状の放射性廃棄物を蒸発濃縮及び固化して処理している場合、固化前の廃液については除くこと。ただし、ガラス固化する前の高レベル液体廃棄物を保管している場合には、その保管量を記載すること。

⑺　「施設外減量」は、埋設処分等のため施設より搬出した廃棄体又は廃液の量を記載すること。

⑻　廃止措置に伴つて発生する液体状及び固体状の放射性廃棄物については、括弧書（内数）で記載すること。併せて、解体後一時保管されている解体撤去物のうち「放射性廃棄物でない廃棄物」であると再処理事業者が判断する前の段階のもの又は「放射性物質として扱う必要のないもの」として原子力規制委員会による確認を受ける前の段階のものがある場合は、別の欄を設けて記載すること。なお、上記のいずれにも「放射性廃棄物でない廃棄物」と判断されたもの及び確認後の「放射性物質として扱う必要のないもの」は含まない。また、廃止措置計画により新たに液体状及び固体状の放射性廃棄物の保管場所を設け管理している場合、当該施設の名称とともに保管量等を同様に表に記載し、その旨を注釈として欄外に記載すること。

7　「放射線業務従事者の線量分布」について

⑴　「職員」とは、再処理事業者に直接雇用される放射線業務従事者とすること。

⑵　「その他」とは、職員以外の放射線業務従事者とすること。

⑶　同一人が２以上の請負業者にまたがつて作業する場合は、１人として算出すること。

⑷　有効数字の取扱いは、「総線量」については小数点以下３桁目を四捨五入して小数点以下２桁とし、「平均線量」については小数点以下２桁目を四捨五入して小数点以下１桁とすること。「最大線量」については、その評価値を記載すること。

⑸　3⑴の「放射線業務従事者」は、女子も含むものとすること。

8　「一般公衆の実効線量の評価」について

⑴　「排気口」が複数ある場合には、「排気口からの距離」は基準とした排気口を明示した上で記載すること。

⑵　実効線量評価に用いた気象データ等の資料及び評価方法に関する説明を添付すること。

⑶　記載する数値は、有効数字２桁、指数表示とすること。

その他

⑴　測定を実施していない項目又は設備がない項目等については、「―」と記載するか当該欄を削除すること。

⑵　記載欄が不足した場合には、欄を追加して記載すること。

備考１　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

２　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

３　第24条の規定により、電磁的記録媒体による手続を行う場合にあつては、押印することを要しない。